

建設系廃棄物マニフェスト使用方法

- A票：排出事業者の控え
 - B1票：収集運搬業者が一社の場合
収集運搬業者の控え
 - 収集運搬業者が二社の場合
排出事業者が、委託した収集運搬業者(1)より収集運搬業者(2)へ廃棄物が運搬されたことを確認するためのもの
 - B2票：収集運搬業者が一社の場合
排出事業者が、委託した収集運搬業者より中間処理・最終処分業者へ運搬されたことを確認するためのもの
 - 収集運搬業者が二社の場合
排出事業者が、委託した収集運搬業者(2)より中間処理・最終処分業者へ廃棄物が運搬されたことを確認するためのもの
 - C1票：中間処理、最終処分業者の控え
 - C2票：収集運搬業者が自分の運搬した廃棄物の処分を確認するためのもの
 - D票：排出事業者が委託先の処分終了を確認するためのもの
 - E票：排出事業者が全ての最終処分(再生を含む)が終了したことを確認するためのもの
- 収集運搬業者(1)(2)は必要に応じて写しを保存する
(収集運搬業者(1)はB1票の写し、収集運搬業者(2)はB2票の写し)

マニフェスト記載例 収集運搬業者が二社の場合 一次マニフェスト

排出事業者が伝票を交付した日 平成15年3月1日

産業廃棄物管理票 交付番号 **03174158956**

建設系廃棄物マニフェスト(A) 整理番号 大阪市15-3-1-001

交付年月日 平成15年3月1日

交付担当者 氏名 **作業所長 産廃太郎**

事業場(作業所) 所在地 〒555-5555 大阪市西淀川区〇〇2-2-2
名称 △△工業大阪工場新築工事作業所
電話番号 06-2222-〇〇〇〇

事業所 住所 〒555-4444 大阪市中央区〇〇1-1-1
氏名又は名称(株)〇〇建設
電話番号 06-1111-〇〇〇〇

事前協議 番号/年月日等 産第11-2222号/平成15年1月30日

検印又はサイン(B1票)	検印又はサイン(B2票)	検印又はサイン(D票)	検印又はサイン(E票)
B1、B2、D、E票が返送されてきたとき、それぞれA票と照合・確認したうえで、日付を記入し、確認者の検印又はサインをする。			
年月日	年月日	年月日	年月日

産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, m³, 個)

安定型品目	数量	安定型品目	数量	品目	数量
01コンクリートがら		07混合(安定型のみ)	6	13木くず	
02アスコンがら				14繊維くず	
03その他がれき類				15廃石膏ボード	
04ガラス・陶磁器くず				16混合(管理型含む)	
05廃プラスチック類				総重量又は総容量	6
06金属くず					

形状 ①固形状 ②泥状 ③液状 ④炭

荷姿 1バラ 2コンテナ 3ドラム缶 4袋

該当するものに○印を付ける

中間処理 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称 及び管理票の交付番号(登録番号) 1 帳簿記載のとおり 2 等欄記載のとおり

最終処分(埋立処分、再生等)の場所(予定) 所在地/名称 ① 委託契約書記載のとおり 2 等欄記載のとおり

運搬受託者(収集運搬業者)(1) 住所 〒555-6666 大阪府堺市〇〇〇-2-3 氏名又は名称(株)〇〇環境運輸 電話番号 072-233-〇〇〇〇

運搬受託者(収集運搬業者)(2) 住所 〒444-8888 滋賀県大津市〇〇6-6-6 名称(株)〇〇環境開発 〇〇事業所 電話番号 077-222-〇〇〇〇

処分受託者(処分業者) 住所 〒444-9999 滋賀県大津市〇〇6-6-6 氏名又は名称(株)〇〇環境開発 電話番号 077-233-〇〇〇〇

運搬担当者(1) 氏名(サイン又は受領印) 運搬担当者(2) 氏名(サイン又は受領印) 処分担当者(受領) 氏名(サイン又は受領印) 処分担当者(処分) 氏名(サイン又は受領印) 最終処分終了日(埋立処分、再生等) 年月日 確認者(サイン又は受領印)

積替え・保管 収集運搬車両番号 車種 1. 有 2. 無 〇〇11-い-△△△△ 10トンダンプ

積替え又は保管 所在地 〒222-5555 奈良県奈良市〇〇5-5-5 電話番号 072-77-〇〇〇〇 有価物捨集 1 有 2 無 実績数量 m³

備考(廃棄物の特性と取扱い上の注意、工事種別、その他連絡事項等) 取扱上注意を要するものについてはその特性や注意事項、工事種別、その他連絡事項についてはその内容を記入する

最終処分(埋立処分、再生等)を行った場所(予定) 所在地/名称 委託契約書記載の最終処分場所については、委託契約書の処分先Noを記入

該当する処分方法に○印を付ける。 該当する項目が無い場合は空欄に記入

「産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト」の様式変更について(2007年8月 改訂版)

今回の様式変更は、法令改正に伴うものではありません。ご利用の皆様への使いやすさ、わかりやすさを向上させるための様式変更です。従って、従来の様式のマニフェストは引き続きご使用いただけます。お手元にある従来の様式のマニフェストを優先してご使用ください。そのあとで今回の改訂様式に切り替えるように、お願いします。

1. 変更箇所と理由

- ① 「運搬先の事業場(処分業者の処理施設)」欄下部にある「処分方法」のうち「中間処理方法」についての余白を増やし、4番から8番までの5欄としました。これは、石綿含有産業廃棄物等に関連して「無害化」等の方法が新しく認められるなど、中間処理方法の多様化に対応したものです。
- ② 従来の備考欄を拡大し、「追加記載事項」としました。マニフェストには、法令で規定されている事項とともに、廃棄物を運搬、処理処分する上で重要な情報を記載する必要があります。そのため当該欄に記載された内容についても、単なる備忘録とは違いマニフェストとして必要な情報であることを理解してもらうように表題を変え、「追加記載事項」としました。併せて、必要な情報をわかり易く記載できるように欄を拡大しました。
- ③ 上記②の記載欄を拡大したため、「最終処分を行った場所 所在地」の欄を縮小しました。

2. 変更箇所の記載要領

- ① 中間処理方法について、印刷済みの方法の他に「選別」「圧縮」「溶融」「無害化」等の方法を行う場合に、4番から8番にその方法を記載して、○を付けてください。
- ② マニフェストの各欄に記載できない必要情報を

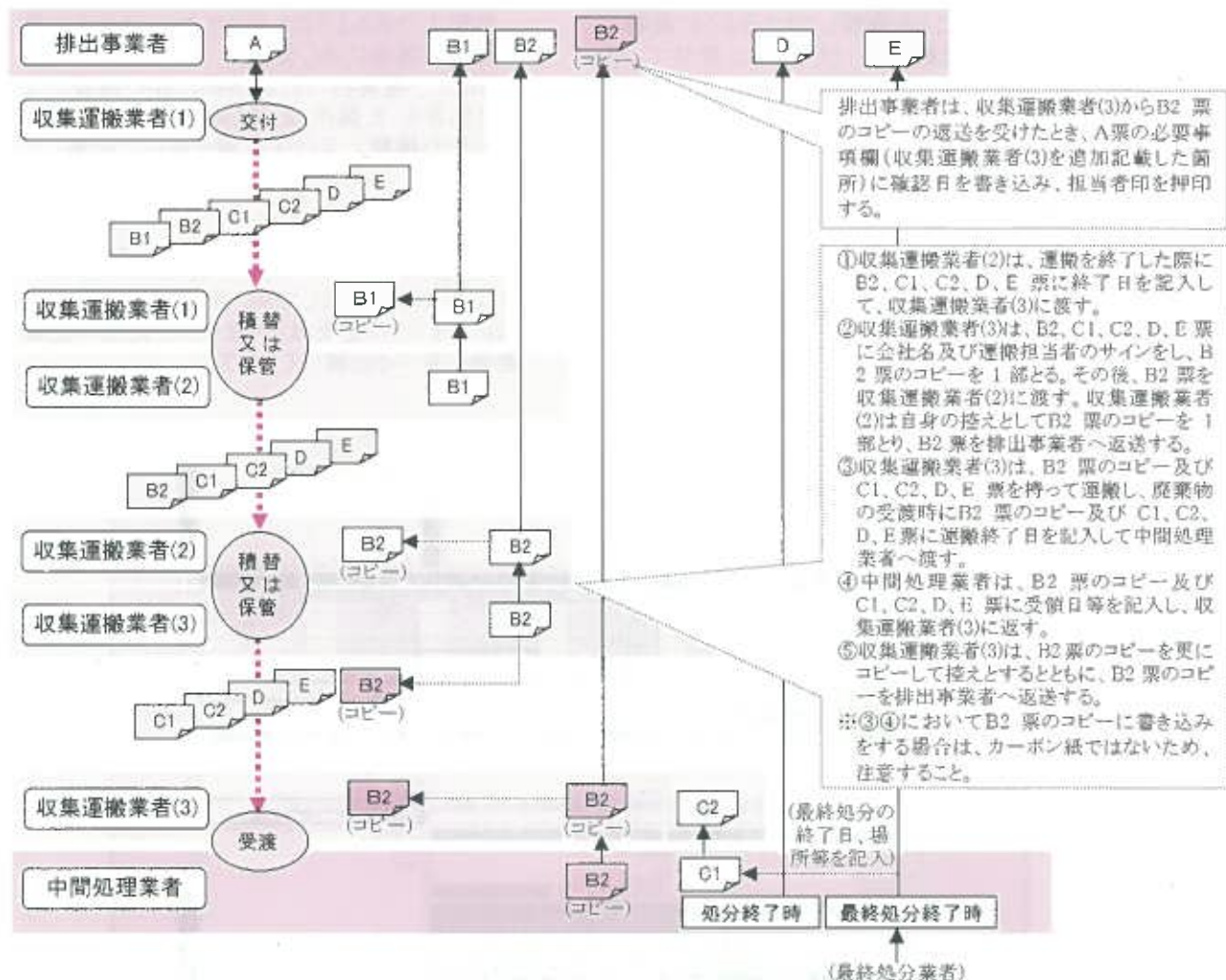
- わかり易く記載して下さい。記載方法は交付者が工夫してください。特にきまりはありません。必要な情報には以下のようなものがあります。
- ・廃棄物の特性や取扱い上の注意事項など、収集運搬時や処理処分時に留意すべき事項や伝達事項を記載してください。
- ・鉄道や船便を利用した収集運搬の区間委託を行う場合など、収集運搬の委託業者が3社以上になり、運搬受託者(1)及び(2)で書ききれない場合に、追加の運搬受託者欄を設けて記載してください。この場合の記載項目は運搬受託者(1)及び(2)に準じてください。また同時に運搬の受託(1)(2)に相当する欄を設け、会社名、運搬担当者名及び運搬終了日を記入できるようにしてください。これらの具体例は裏面に示します。
- ・同様に、廃棄物の広域移動に伴い積替え又は保管を2箇所以上経由する場合などは、追加の積替え又は保管欄を設けて記載してください。この場合の記載項目は積替え又は保管欄に準じてください。
- ・その他連絡事項等がある場合、従来の「備考」欄として利用しても差し支えありません。
- ③ 記載欄を縮小しましたが、記載内容や記載方法についての変更はありません。従来の記載要領に基づき記載してください。

*「追加記載事項」の欄に運搬受託者欄(運搬受託者3)を追加する例

追加記載事項	
○運搬受託者(収集運搬業者) (3) 〒***-**** 東京都中央区八丁堀***-**-** 併Manifesto運送 Tel. ***-****-**** 積替え・保管: 無 / 車両番号: / 車種:	
○運搬の受託(3) 会社名: / 運搬担当者: / 運搬終了日:	
照合・確認日:	

排出事業者は、収集運搬業者(3)を追加記載するとき、「運搬の受託(3)」及び「照合・確認日」欄を併せて追加記載する。

*「追加記載事項」の欄に運搬受託者欄(運搬受託者3)を追加した場合のManifestoの回付について



「建設系廃棄物Manifesto」に関する問合せ先:
建設Manifesto販売センター
〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1
TEL 03-3523-1630 FAX 03-3523-1639

「石綿含有産業廃棄物」の記入のしかた

廃棄物処理法施行令・施行規則が改正され、平成18年10月1日施行されます。これにより石綿含有産業廃棄物(*)の処理基準・保管基準が定められるとともに、処理委託にあたっては廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合には、その旨及びその数量を委託契約書及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記載することが義務づけられました。

(*)石綿含有産業廃棄物：工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの(廃石綿等を除く)。

- ・石綿含有産業廃棄物の処分については破砕・切断が原則禁止(収集運搬のために必要な措置を講じて行う破砕等は認められる)され、埋立処分、熔融、無害化することが必要となります。
- ・石綿含有産業廃棄物の処理委託に際しては、他の廃棄物と区別して1枚のマニフェストを交付してください。記入例は下記のとおりです。

・建設系廃棄物マニフェストの記入例

① ガラス・陶磁器くず(石綿含有大平板、スレート波板等)

産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, m ³)										形状		荷姿	
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産業	数量	①固形状	1バラ	②泥状	2コンテナ
01 コンクリートがら		07 混合(安定型のみ)		11 建設汚泥				21 廃石綿等		3 液状	3ドラム缶		
02 アスコンがら		石綿含有産業廃棄物	4	12 紙くず									
03 その他がれき類				13 木くず									
04 ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず									④袋
05 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード				総重量又は総容量	4				
06 金属くず				16 混合(管理型含む)									

② 廃プラスチック類(石綿含有Pタイル等)

産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, m ³)										形状		荷姿	
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産業	数量	①固形状	1バラ	②泥状	2コンテナ
01 コンクリートがら		07 混合(安定型のみ)		11 建設汚泥				21 廃石綿等		3 液状	3ドラム缶		
02 アスコンがら		石綿含有産業廃棄物	2	12 紙くず									
03 その他がれき類				13 木くず									
04 ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず									④袋
05 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード				総重量又は総容量	2				
06 金属くず				16 混合(管理型含む)									

③ 種類の異なる石綿含有産業廃棄物を1台の車で運搬する場合

産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, m ³)										形状		荷姿	
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産業	数量	①固形状	1バラ	②泥状	2コンテナ
01 コンクリートがら		07 混合(安定型のみ)		11 建設汚泥				21 廃石綿等		3 液状	3ドラム缶		
02 アスコンがら		石綿含有産業廃棄物	6	12 紙くず									
03 その他がれき類				13 木くず									
04 ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず									④袋
05 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード				総重量又は総容量	6				
06 金属くず				16 混合(管理型含む)									

④ 岩綿吸音板(石綿含有)と下貼りの石膏ボードが一体となっている場合

産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, m ³)										形状		荷姿	
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産業	数量	①固形状	1バラ	②泥状	2コンテナ
01 コンクリートがら		07 混合(安定型のみ)		11 建設汚泥				21 廃石綿等		3 液状	3ドラム缶		
02 アスコンがら				12 紙くず									
03 その他がれき類				13 木くず									
04 ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず									④袋
05 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード				総重量又は総容量	4				
06 金属くず				16 混合(管理型含む)									